

処遇改善手当等支給要領

(目的)

第1条 この要領は、福祉・介護職員処遇改善加算に関するものであり、基本給、諸手当、昇給、処遇改善手当及び賞与として、職員の賃金改善を目的とする事項を定めたものである。

(対象職員)

第2条 処遇改善手当は、令和6年3月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長並びにこども家庭庁支援局障害児支援課長通知の福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示についてに該当する各職員に支給する。

(福祉・介護職員処遇改善加算の支給)

第3条 福祉・介護職員処遇改善加算は、関係行政機関の通知等に従い、支給する。

- 2 第2条で定められた福祉・介護職員処遇改善加算の支給対象職員には、採用時の俸給並びに昇給に反映して支給する。
- 3 第2条で定められた福祉・介護職員処遇改善加算の支給対象職員には、処遇改善手当として、別表1のとおり支給する。
- 4 第2条で定められた福祉・介護職員処遇改善加算の支給対象職員には、6月並びに12月賞与に含めて、支給する。
- 5 前項に該当しない職員においては、法人の負担により支給する。

総合職・一般職

| | 判断基準 | 月額 |
|------|--|---------|
| 業務 | 当法人のすべての勤務時間を行う職員（総合職） | 20,000円 |
| | 夜勤等の勤務を行う職員（総合職・一般職） | 18,000円 |
| | その他の職員（一般職） | 15,000円 |
| 経験 | 障害福祉事業において、10年以上の経験もしくは当法人における勤務年数が8年以上に該当し、別表6の3級以上の職員 | 10,000円 |
| | 障害福祉事業において、10年以上の経験がある職員 | 8,000円 |
| | 社会福祉事業を行う施設等で10年以上の経験 | 5,000円 |
| | 社会福祉事業を行う施設等で5年以上の経験 | 3,000円 |
| | 社会福祉事業を行う施設等で3年以上の経験 | 2,000円 |
| 資格等 | 社会福祉士・精神保健福祉士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・臨床心理士・公認心理師・看護師 | 6,000円 |
| | 介護福祉士・保育士・学校教員免許・准看護師 | 4,000円 |
| | 児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・介護福祉士実務者研修（ホームヘルパー1級）・介護職員初任者研修（ホームヘルパー2級） | 2,000円 |
| 貢献度※ | 給与規程 別表5を要いて、21点以上の職員 | 5,000円 |
| | 給与規程 別表5を要いて、16点～20点の職員 | 3,000円 |
| | 給与規程 別表5を要いて、11点～15の職員 | 1,000円 |

パート職員

| | 判断基準 | 1時間あたりの金額 |
|------|--|-----------|
| 業務 | 当法人のすべての勤務時間を行う職員 | 58円 |
| | 夜勤等の勤務を行う職員 | 47円 |
| | その他の職員 | 29円 |
| 経験 | 障害福祉事業において、10年以上の経験もしくは当法人における勤務年数が8年以上に該当する職員 | 58円 |
| | 障害福祉事業において、10年以上の経験がある職員 | 47円 |
| | 社会福祉事業を行う施設等で10年以上の経験 | 29円 |
| | 社会福祉事業を行う施設等で5年以上の経験 | 18円 |
| | 社会福祉事業を行う施設等で3年以上の経験 | 12円 |
| 資格等 | 社会福祉士・精神保健福祉士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・臨床心理士・公認心理師・看護師 | 35円 |
| | 介護福祉士・保育士・学校教員免許・准看護師 | 24円 |
| | 児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・介護福祉士実務者研修（ホームヘルパー1級）・介護職員初任者研修（ホームヘルパー2級） | 12円 |
| 貢献度※ | 給与規程 別表5を要いて、21点以上の職員 | 29円 |
| | 給与規程 別表5を要いて、16点～20点の職員 | 18円 |
| | 給与規程 別表5を要いて、11点～15の職員 | 6円 |

※業務においては、看護職員の兼務場合、常勤換算数に応じて支給する。

※貢献度に対する評価は令和7年4月1日の評価より、対象とする。

(処遇改善手当等支給対象期間)

第4条 処遇改善手当等支給の対象期間は、関係行政機関の通知等に従い、定めるものとする。

(支給期間)

第5条 処遇改善手当等支給の支給期間は、行政の事業に基づき支給を行うものとする。
ただし、賃金改善を目的とした事業または加算等が途中で中止になった場合はその該当する月より支給は中止とする。